

平成 21 年 11 月 27 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都港区六本木三丁目 2番 31号 ニューシティ・レジデンス投資法人 代表者名

執 行 役 員 新 井 潤 資産運用会社名

シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社代表者名

代表取締役社長 樋 口 秀 一 問合せ先

投資運用本部企画部長 加 藤 康 敬 TEL. 03-6229-3860(代表)

# 一般事務受託者の変更に関するお知らせ

本投資法人は、本日開催された役員会において、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第117条第2号に規定する投資主名簿等に関する事務に関して、下記のとおり一般事務受託者の変更を決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

## 1. 対象となる一般事務の内容

投資主名簿等管理人としての業務

以真工石停守自住八としての未切			
変更前		変更後	
1	投資主名簿および投資法人債原簿な	1	投資主名簿およびその他必要な帳簿
	らびにこれらに付属する帳簿の作		書類等の作成、管理ならびに備置に
	成、管理および備置その他の投資主		関する事項
	名簿および投資法人債原簿に関する	2	投資主名簿への記載または記録(以
	事務(ただし、投資法人債原簿に関		下投資口の名義書換という。)およ
	する事務は本投資法人が三菱UFJ信		び質権の登録またはその抹消に関す
	託銀行株式会社に別途委託するも		る事項
	のに限る)	3	投資証券不所持の取扱いに関する事
2	前号に定めるほか、以下の帳簿その		項
	他の本法および内閣府令の規定によ	4	投資主等の氏名、住所および印鑑の
	り作成および保管しなければならな		登録に関する事項
	い帳簿書類の作成、管理および備置	(5)	投資主等の提出する届出の受理に関
	に関する事務(ただし、該当する事		する事項
	務が生じていない場合を除く)	6	投資証券の交付に関する事項
	(i) 分配利益明細簿	7	投資主総会の招集通知、決議通知お



### ニューシティレジデンス投資法人

- (ii) 投資証券台帳
- (iii) 投資証券不発行管理簿
- (iv) 投資証券払戻金額帳
- (v) 未払分配利益明細簿
- (vi) 未払払戻金明細簿
- ③ 投資口の名義書換、質権の登録また は抹消、信託財産の表示または抹消
- ④ 振替機関等により通知される総投資 主通知その他の通知の受理に関する 事務
- ⑤ 投資主の投資証券不所持申出ならび に投資証券の発行または返還請求の 受理等に関する事務
- ⑥ 投資主、登録投資口質権者、これらの法定代理人および以上の者の常任代理人(以下「投資主等」という)の氏名および住所の登録ならびに変更の登録に関する事務
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、投資主 等の提出する届出の受理に関する事 務
- ⑧ 投資主総会招集通知の発送および議 決権行使書または委任状の作成およ び集計に関する事務
- ⑨ 投資主等に対して分配する金銭の支払いに関する事務
- ⑩ 投資主等からの照会に対する応答に 関する事務
- ① 投資口の統計資料ならびに法令また は契約にもとづく官庁、金融商品取 引所、振替機関等への届出または報 告のための資料の作成に関する事務
- ② 投資口の発行、投資口の併合・分割 その他本投資法人が臨時に指定する 事務
- ① 投資主等に対する通知書、催告書お よび報告書等の発送に関する事務
- ④ 投資主等の権利行使に関する請求その他の投資主等からの申出の受付けに関する事務(前各号の事務に関連するものに限る)
- ⑤ 前各号に掲げる事務に付随する印紙 税等の納付に関する事務
- (16) 前各号に掲げる事項に付随する事務

- よびこれらに付随する参考書類等の 送付ならびに議決権行使書(または 委任状)の作成に関する事項
- ® 金銭の分配(以下分配金という。) の計算およびその支払いのための手 続きに関する事項
- ⑨ 分配金支払事務取扱銀行等における 支払期間経過後の分配金の確定およびその支払いに関する事項
- ⑩ 投資口に関する照会応答、諸証明書 の発行および事故届出の受理に関す る事項
- ① 委託事務を処理するため使用した本 投資法人に帰属する書類(以下使用 済書類という。) および未達郵便物 の整理保管に関する事項
- ② 募集投資口の発行(投資口の併合または分割を含む)に関する事項
- (3) 投資主の権利行使に関する請求その 他の投資主からの申し出の受理に関 する事項(前各号の事項に関連する ものに限る。)
- 独 法令またはこの契約により本投資法 人が必要とする投資口統計資料の作 成に関する事項
- (15) 前各号に掲げる事務に付随する事務
- ⑩ 前各号に掲げる事務のほか、本投資 法人と中央三井信託銀行株式会社が 協議のうえ定める事項



### 2. 変更内容

(1) 一般事務受託者

(変更前) 三菱UFJ信託銀行株式会社 (変更後) 中央三井信託銀行株式会社

- (2) 新たな一般事務受託者との契約締結日 平成21年11月27日
- (3) 新たな一般事務受託者による業務開始予定日 平成21年12月18日

#### 3. 変更理由

本投資法人はビ・ライフ投資法人との合併を予定しており、同投資法人の一般事務受託者である中央三井信託銀行株式会社に統一することにより、合併に伴う投資主名簿等の管理に関する事務等の承継を円滑に進めることができると判断したものです。

以上

※本投資法人のホームページアドレス <a href="http://www.ncrinv.co.jp/">http://www.ncrinv.co.jp/</a>